

出産入院時の特別室使用料等に係る消費税相当額の徴収誤りについて

市立青葉病院及び市立海浜病院において、平成3年の消費税法改正により「非課税扱い」になった妊娠中の入院及び出産後の入院における特別室使用料等を、誤って「課税扱い」として徴収していたことが判明しましたので、お知らせします。

1 経緯

令和3年3月に他県の公立病院等で、同様の徴収誤りが判明したことに伴い、両市立病院においても調査を行ったところ、徴収誤りが判明したものです。

2 返金について

(1) 返金対象者

民法上の規定（20年間）に基づき、平成13年12月10日以降（公表から20年前まで）に、妊娠中の入院や出産後の入院における特別室使用料、出産に関わる実費（お産セット、お産ナプキン等）及び出産に係る外来の非紹介患者初診加算料（紹介状がなく初めて受診した際に加算される料金）を支払った方

(2) 返金の方法

記録等で確認できる患者*の皆様には、令和3年12月9日以降順次、両市立病院から郵送によりお知らせし、返金の手続きを依頼します。

- ・対象者 7,852人
- ・返金額 5,616,976円（遅延損害金を除く。）
- ・一人当たりの平均返金額 715円

特別室使用料の平均返金額	1,303円
出産に関わる実費の平均返金額	181円

※市立青葉病院は平成15年5月以降の患者、市立海浜病院は平成21年5月以降の患者です。

記録等で確認できない患者の皆様については、領収書の確認により対応させていただきます。

3 再発防止策

平成3年の消費税の制度改正に関して、認識不足があったことに加え、その後の税率の改正等の際にもあらためて確認しなかったことが原因であるため、今後、関係法令等の改正があった場合は複数の職員により内容の確認を行うなど、再発防止に努めます。

4 返金に関するお問合せ先

市立青葉病院事務局 医事室 電話：043-227-1131（代表）

市立海浜病院事務局 医事室 電話：043-277-7711（代表）

参考：平成3年消費税法改正の概要

※ 平成3年の消費税法の改正（平成3年10月1日施行）により、「医師、助産婦その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等」が非課税取引に追加された。そして国通知（平成3年6月19日付厚生省健康政策局長通知）により、正常・異常分べん問わず、次のものが「助産に係る資産の譲渡等」に該当し非課税となった。

- ① 妊娠しているか否かの検査
- ② 妊娠していることが判明した時以降の検診、入院（特別室使用料、看護料、食事代、寝具料、洗濯代、病衣貸与料など）
- ③ 分娩の介助
- ④ 出産の日以後2月以内に行われる母体の回復検診
- ⑤ 新生児に係る検診及び入院